

福岡県公報

平成18年6月5日
第2541号

目 次

告 示 (第1098号—第1114号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
○道路の供用の開始	(道路維持課) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 1
○道路の区域の変更	(道路維持課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) 5
○保安林指定施設要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課) 5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 5
○公共測量の実施	(土木管理課) 5
○基本測量の実施	(土木管理課) 6
○公共測量の実施	(土木管理課) 6

告 示

福岡県告示第1098号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

豊前市大字八屋493-1、494-1、494-3、495-1、495-3、500-1、501-1、502-1及び502-2並びにこれらの区域内で水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都荒川区西日暮里2-27-5

株式会社ダイナム 代表取締役 佐藤 公平

福岡県告示第1099号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区间
久留米	本村線 田川	久留米市三潴町田川302番1先から 同市三潴町田川323番先まで

福岡県告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
久留米	県道	中北川野線	前	久留米市北野町中21番先から 同市北野町中18番1先まで	10.0 ～ 10.2	46.8
			後	久留米市北野町中21番1先から 同市北野町中18番1先まで	8.4 ～ 9.0	46.8

福岡県告示第1101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
八女	県道	北川内草野線	前	八女郡上陽町大字下横山5039番2先から 同郡同町大字下横山5038番20先まで	12.4 ～ 35.0	128.0
			後	同上	17.4 ～ 46.6	128.0
八女	一般国道	442号	前	筑後市大字和泉443番8先から 同市大字和泉475番2先まで	7.4 ～ 19.4	344.0
			後	同上	11.2 ～ 39.0	344.0

福岡県告示第1102号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市杷木 志波字奥ノ丸2885の1、2885の2、杷木 松末字中村2162、字柚ノ木谷2374、2376、2483、字峠3475、字北向3924、3925

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1103号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市須川字長ハチ756

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1104号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市倉久字住ヶ坂2886、字山神3677の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1105号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

宮若市龍徳字高畑1708の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1106号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市、飯塚市（以上2市国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)
田川	一般	322号	前	田川市大字伊加利2025番1先から同市大字伊加利2033番2先まで	22.0 ～ 39.0	129.5

国道	後	同上	21.7 ～ 23.5	129.5
----	---	----	-------------------	-------

福岡県告示第1108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
飯塚	県道	瀬飯 戸線 塚	前	飯塚市菰田西3丁目175番4先から同市飯塚154番21先まで	12.6 ～ 14.0	200.2	
			後	同上	12.6 ～ 14.0	200.2	
			後	同上	12.0 ～ 14.6	358.0	うち飯塚大野城線重用延長79.6メートル
田川	県道	行添 橋線 田	前	田川郡赤村大字赤4535番1先から同郡同村大字内田1325番1先まで	12.0 ～ 16.5	40.0	
			後	同上	12.0 ～ 28.5	40.0	

田川	県道	田桑川線野	前	田川市大字伊加利 1887番1先から 同市大字伊加利 1886番1先まで	11.0 ～ 14.0	70.0	
			後	同上	12.0 ～ 20.0	70.0	

福岡県告示第1109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成18年6月5日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	位登線 糸田	田川市大字位登856番1先から 同市大字位登1260番1先まで

福岡県告示第1110号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成7年12月13日農林水産省告示第2002号（2及び3に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び関係し役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1111号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市舎利蔵字谷口1334の3、1336の4から1336の6まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1112号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

公共測量（GPS測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡西区黒崎城石	平成18年3月6日から 平成18年7月31日まで

福岡県告示第1113号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡

1 測量の種類

基本測量（精密測地網高精度三次元測量）

2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
北九州市、福岡市、久留米市、前原市、うきは市、糸島郡二丈町	平成18年6月12日から 平成19年1月31日まで

福岡県告示第1114号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年6月5日

福岡県知事 麻生 渡